

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20201005	株式会社社の都交通 (法人番号 5370001014668) 代表者 高橋昭	宮城県仙台市太白区 山田本町8番31号	本社営業所	宮城県仙台市太白区 山田本町8番31号	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年10月5日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
20201005	あさひ自動車株式会社 (法人番号 8410001000041) 代表者 佐藤武義	秋田県秋田市牛島 西1丁目1番11号	本社営業所	秋田県秋田市牛島西1 丁目627番地42、56	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和元年11月27日及び令和2年8月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	1	1
20201028	株式会社帝産キャブ仙台 (法人番号 1370001005596) 代表者 菊地一男	宮城県仙台市宮城野区 扇町3丁目9番11号	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区 扇町3丁目9番11号	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年10月28日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20201028	株式会社ユニ・メディア (法人番号 5370001001261) 代表者 菅野徳彦	宮城県仙台市泉区 黒松2丁目20番14号	本社営業所	宮城県仙台市泉区山 の寺1丁目71-1	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年10月28日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20201030	有限会社ひろせ川交通 (法人番号 4370002017464) 代表者 川内由信	宮城県仙台市太白区 茂庭字熊野1番地の2	本社営業所	宮城県仙台市太白区 茂庭字熊野1番地の2	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年10月30日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。